

○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、全ての税務署を対象に、税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

（注）1 税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

2 書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

4 熊本国税局において、書面申告書等を提出する場合の郵送先は下表のとおりです。

業務センターの名称	都道府県	内部事務のセンター化の対象署	書面申告書等を提出する場合の郵送先住所
熊本国税局業務センター （業務センター大分事務室 業務センター宮崎事務室 業務センター鹿児島事務室）	熊本県	熊本西、熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	〒862-8721 熊本市東区東本町16番28号 熊本国税局業務センター
	大分県	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	※大分事務室及び宮崎事務室は、申告書、申請書等の郵送先ではありません。
	宮崎県	宮崎、都城、延岡、日南、小林、高鍋	
	鹿児島県	鹿児島、川内、鹿屋、大島、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	〒890-8604 鹿児島市荒田1丁目24番4号 熊本国税局業務センター鹿児島事務室

（注）1 熊本国税局以外の国税局でも「内部事務のセンター化」を実施しておりますので、詳しくは各国税局のホームページをご確認ください。

2 各事務室は業務センターの一部の事務を実施します。

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm) **検索**）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>）



○ 日々の業務をデジタル化で効率UP！

日々発生する取引や会計などの業務をデジタル化で効率化してみませんか。

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。

それらの事務の中でも、取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）が実現した場合、人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

また、クラウド会計ソフトの導入に当たっては、各種補助金が活用できる場合があります。ご活用を検討ください。

○単純ミスを防いで正確性と効率UP

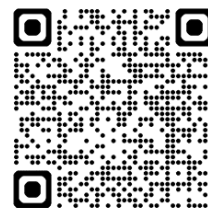
○書類の保存コストDOWN

○経営の可視化・高度化

事業者のデジタル化促進
リーフレット・動画一覧
（国税庁HP）



事業者のデジタル化促進
（国税庁HP）



○ 納税証明書のオンライン請求・PDF受取のご案内

各種手続きや入札参加資格の申請などで必要な「納税証明書」は、パソコンやスマートフォンからe-Taxを利用したオンライン請求及びPDFファイル形式による受取が可能です。

◇何度でも利用可能

一度取得したPDFデータは、有効期限内であれば自宅等のプリンタから何枚でも印刷して使用することができます。

◇非対面・24時間受付

e-Taxの受付時間内であれば、夜間や休日でも請求可能です。

◇コスト削減

オンライン請求により、発行に係る手数料が1税目1年度あたり400円から370円と安価になるだけでなく、郵送料や窓口への来署に係るコストを削減できます。

ぜひ、納税証明書の申請・取得は、e-Taxによるオンライン請求・PDF受取をご利用ください。

詳しくは、こちらの二次元コード又はe-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

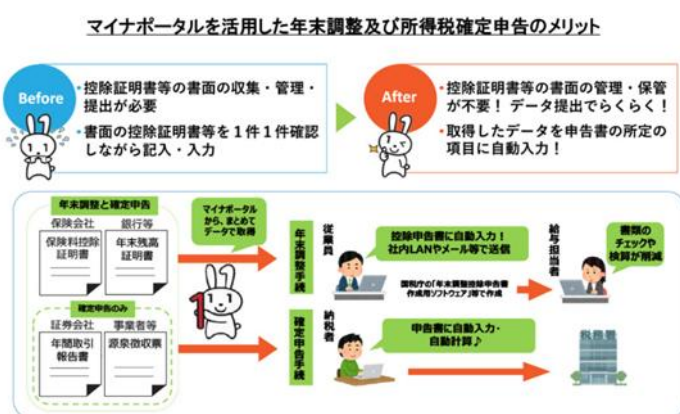


○ マイナポータルを活用して年末調整と確定申告をもっと簡単・便利に！

年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータルを活用すれば、控除証明書等の必要書類データを一括取得し、各種申告書への自動入力が可能となりますので、入力の手間を大幅に省けます。（マイナポータル連携）この機会にマイナポータル連携を活用し、年末調整・確定申告をスムーズに済ませましょう。

詳しくは、こちらの二次元コードもしくは国税庁マイナポータル特設ページ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>) をご覧ください。



○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページ等をご利用ください。



○ チャットボット（ふたば）に質問する

国税庁 チャットボット 検索

スマホでのご利用はこちら



○ タックスアンサーを利用する

国税庁 タックスアンサー 検索

スマホでのご利用はこちら



税務職員ふたば

○ 国税相談専用ダイヤルを利用する

0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

国税だより（令和8年12月発行分）

○ キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、税務署の窓口に行く必要がない「キャッシュレス納付」が大変便利です。

なお、令和8年10月1日から全ての税務署の総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時までとさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

納税手続	概要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	e-Taxを経由して「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

詳しくは、こちらの二次元コード又は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル



また、熊本国税局ホームページ上にも「キャッシュレス納付情報」の特設ページを掲載しておりますので、こちらも是非ご覧ください。

国税庁ホームページ > 国税庁等について > 組織（国税局・税務署等）> 熊本国税局 > その他の情報（キャッシュレス納付関係）

こちらの二次元コードからもご覧いただけます。



○ 税務署総合窓口の受付時間について

国税庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和8年7月21日閣議決定）等を踏まえ、納税者利便の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務手続のデジタル化を推進しており、e-Tax やキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

こうした各種オンライン手続の拡充に鑑み、令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時としておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

なお、総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。

また、税務署の総合窓口では、来署することなく手続を行うことができる、e-Taxやキャッシュレス納付などのオンライン手続をご案内しておりますので、是非、ご利用ください。

○ 財産を相続したとき

亡くなられた人（被相続人）から相続、遺贈や相続時精算課税制度に係る贈与によって財産を取得した相続人等の課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額（3,000万円＋（600万円×法定相続人の数））を超える場合、その財産を取得した相続人等は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内に相続税の申告・納税をする必要があります。

なお、相続税の課税価格は、相続や遺贈によって取得した財産の価額と相続時精算課税適用財産の価額の合計額から債務・葬式費用の額を差し引いて、暦年課税に係る被相続人からの贈与財産（令和8年相続開始分については、相続開始前3年以内の贈与財産）の価額を加算して計算します。

国税庁ホームページには、法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、相続税の申告手続の可否について判定することができる「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されていますので、是非ご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp> 又は **国税庁** **検索**）をご覧ください。

※ 税務署での個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、あらかじめ相談日時等を予約していただいております。

税務署（電話

）※自動音声案内



相続税の申告要否判定コーナー

○ 契約書や領収書と印紙税

私たちは、毎日の生活の中で、いろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。

これらの文書の中には、印紙税がかかるものがあります。

印紙税がかかる文書は、金銭借用証書、不動産売買契約書、工事請負契約書などの契約書のほか、約束手形、領収書、金銭の受取通帳など、20種類に分類されています。

印紙税は、印紙税のかかる文書を作成した人が、定められた金額の収入印紙をその文書に貼り付け、これに消印をして納める税金です。

文書を作成する場合は、印紙税のパンフレット（国税庁ホームページに掲載）等を参考に次のことに注意していただき、印紙税がかかるかどうか、税額がいくらかなどを確認して、間違いのないようにしてください。

- 1 覚書、念書、差入証などは、印紙税法上の契約書になる場合があります。
- 2 申込書、注文書、依頼書などの文書でも印紙税がかかる場合があります。
- 3 仮契約書、予約契約書及び仮領収書にも印紙税がかかります。
- 4 レジスターから打ち出されるレシートにも印紙税がかかります。

印紙税についてお分かりにならないことがありましたら、一般的な事項は国税庁ホームページをご覧ください、個別のご相談は最寄りの税務署に電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、その文書をご持参ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/inshi.htm>）

パソコン及びスマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

税務署（電話

）※自動音声案内

